

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年9月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）

秋田市太平山自然学習センター防火シャッター（1階会議室）修繕

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和4年12月28日（水）までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社を有する者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、公告日に電気工事A級に等級格付けされており、消防設備士又は消防設備点検資格者を有する者であること。

イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和4年9月22日(木)午前10時30分

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から令和4年9月28日(水)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和4年9月2日(金)から同月13日(火)までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 契約実績調書（様式2（省略））

提出日現在までの契約状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

ウ 誓約・同意書（様式3（省略））

エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年9月16日（金）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）